

商品概要説明書

えちご上越退職者向け定期貯金「みのり」
(大口定期貯金)

(令和6年3月1日現在)

商 品 名	・えちご上越退職者向け定期貯金「みのり」(大口)
ご利用いただける方	・退職一時金をお受け取りになってから2年以内の上越市・妙高市・糸魚川市在住の個人の方で、以下の条件のいずれかに該当される方 (1)当JAに年金受給口座を指定されている方もしくは予約された方 (2)当JAでJAカードを契約されている方(申込者を含む) (3)当JAでJAバンクローンを借入れされている方 (4)当JAで個人JAネットバンクを契約されている方(申込者を含む) ・お一人様1回(1契約)の利用に限ります。
期 間	・定型方式 6か月 ・自動継続(元金継続または元利金継続) ※自動継続後は大口定期貯金としてお預かりします。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 - 新規にお預け入れいただく貯金を対象とさせていただきます。(現在お預け入れいただいている定期貯金の預け替えは対象とはなりません。) ・1,000万円以上(退職一時金の受取金額以内) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の大口定期貯金6か月ものの店頭表示金利に年0.5%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 (自動継続後は、預入時の貯金種類に応じた自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。「みのり」の利率は適用いたしません。) ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)初回満期日前までの場合 解約日における普通貯金の利率(預入時の約定利率は適用しません。) (2)自動継続後の満期日前までの場合 ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 - A 解約日における普通貯金の利率 - B 約定利率－約定利率×30% - C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ - なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ②預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 - A 約定利率－約定利率×30% - B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店・出張所または金融課(電話：025-527-2020)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話：025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・原則として、退職された日または退職金を受け取られた日を確認できる書類(「退職の辞令」「雇用保険受給資格者証」「官報」「退職金のお受取口座の貯金通帳」等)または、JA所定の退職証明書の提示が必要となります。ただし、2,000万円を超えるお預け入れの場合、「退職所得の源泉徴収票」、「退職金のお受取口座の貯金通帳」など退職金受取金額を確認できる書類(写)の提示が必要となります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえちご上越